

太田市建設工事等の前金払等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事並びにこれに関連する設計、監理、調査及び測量業務委託並びに造園関連業務委託（以下「建設関連業務委託」という。）（以下「工事等」という。）の前金払、中間前金払及び部分払の取扱いについて太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）及び太田市契約規則（平成17年太田市規則第75号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び金額)

第2条 前金払の対象となる契約は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する工事等であって、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事 設計金額300万円以上
- (2) 建設関連業務委託 設計金額300万円以上
- (3) その他 市長が特に必要と認める工事等

2 前払金は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費以外に充当してはならない。

(1) 建設工事

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

(2) 建設関連業務委託

材料費（工事監理は除く。）、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

3 前金払の額は、建設工事は請負代金額の10分の4以内とし、建設関連業務委託は請負代金額の10分の3以内とする。

(中間前金払の対象及び金額)

第3条 中間前金払の対象は、前条第1項第1号の建設工事のうち予定工期が60日以上であって、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の対象とする経費は、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額（中間前金払を支出後の前金払及び中間前金払の合計額が請負代金額の10分の6を超えない額）とする。

4 中間前金払は、部分払と併用できないものとする。

（複数年度にわたる契約の特例）

第4条 複数年度にわたる契約において、各会計年度ごとの出来高予定額を定めた場合、前金払及び中間前金払は、各会計年度の出来高予定額及び履行期間に対して行うものとする。この場合において、同一会計年度に中間前金払と部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は併用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払を行わないものとし、当該会計年度については、当該年度の支払限度額の範囲内で部分払を行うことができる。

（保証証書の寄託）

第5条 市長は、前金払又は中間前金払をしようとするときは、その相手方をして法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした、同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。なお、保証証書の寄託には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証の保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を含むものとする。

（前金払の請求等）

第6条 前金払の支払を受けようとする建設工事受注者は、請求書（下水道事業等会計にかかる建設工事の場合は、インボイス制度に対応した請求書）に保証事業会社との前払金保証契約の保証証書その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。複数年度にわたる契約における前金払の支払を受けようとする建設工事受注者においても、同様とする。

2 前金払の支払を受けようとする建設関連業務委託受注者は、別に定める前金払請求書（下水道事業等会計にかかる業務委託の場合は、別に定めるインボイス制度に対応した前金払請求書）に保証事業会社との前払金保証契約の保証証書及びその他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。複数年度にわたる契約における前金払の支払を受けようとする建設関連業務委託受注者においても、同様とする。

（中間前金払の認定）

第7条 中間前金払を受けようとする受注者は、請求に先立ち、認定請求書により、第3条第1項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を市長に請求するものとする。

2 契約担当者は、受注者から認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号に掲げる要件を満たしているかどうかを調査するものとする。

3 前項の調査は、当該工事を担当する所属長が、契約担当者に代わり行うことができる。

4 認定者（契約担当者又は前項の規定により調査を行う者をいう。）は、認定請求に係る調査について、別途確認済みの工事工程報告等をもとに、受注者から建設工事請負契約約款第11条に基づく工事履行報告書を提出させ、これを確認することにより行うものとする。この場合において、工事工程報告等が提出されていないときは、併せて提出させることにより、適宜履行状況の確認を行うものとする。

5 市長は、その調査結果が適当と認められたときは、別に定める認定調書を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者が提出する請求書に添えて処理するものとする。
（中間前金払の請求等）

第8条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、請求書（下水道事業等会計にかかる工事の場合は、インボイス制度に対応した請求書）に保証事業会社との前払金保証契約の保証証書その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。複数年度にわたる契約における中間前金払の支払を受けようとする受注者においても、同様とする。

（工事等の変更に伴う前金払の増減）

第9条 工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金額を増額したときは、増額後の請負代金額に第2条第3項に規定する割合を乗じて得た額から受領済みの前金払額を差し引いた額に相当する額内で、前金払を増額することができる。

2 工事等の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済みの前金払額が、建設工事にあつては減額後の請負代金額の10分の5（中間前金払の支払を受けているときは10分の6）、建設関連業務委託にあつては減額後の請負代金額の10分の4を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、建設工事において超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前金払の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

（義務違反等による前金払及び中間前金払の返還）

第10条 前金払又は中間前金払を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1）前払金又は中間前払金を当該工事等充当経費以外の目的に使用したとき。
- （2）当該工事等の契約が解除されたとき。
- （3）保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- （4）契約義務を履行しないとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項又は前条第2項の規定により、返還期限までにこれを返還しないときは、返還期限の翌日から起算して前払金又は中間前払金を返還した日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
（部分払）

第11条 前金払が行われた工事等について部分払を請求するときは、その額を次の式により算定する。

部分払の額 ≤ 出来高金額 × (9 / 10 - 前金払額 / 請負代金額)

- 2 前項の規定により部分払をすることができる回数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

請負代金額	前金払をしていない 場合	前金払をしている場合	
		中間前金払無	中間前金払有
300 万円以上 10,000 万円未満	1 回	支払わない	支払わない
10,000 万円以上 50,000 万円未満	2 回以内	1 回	支払わない
50,000 万円以上 100,000 万円未満	3 回以内	2 回以内	支払わない
100,000 万円以上	4 回以内	3 回以内	支払わない

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、部分払ができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 複数年度にわたる契約に係る特例として、当該年度の支払限度額の年割額（最終年度に係るものを除く。）に係る部分払については、その年割額に対応する出来高が当該年割額の 10 分の 9 を超えた場合

当該年度の支払限度額を限度として算定して得た額

- (2) 中間前金払をした工事が、請負代金額の 3 分の 2 以上に相当する出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等、受注者の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず、繰越が予想される場合、次の算式により算定して得た額

出来高金額 × (9 / 10 - 前金払額 / 請負代金額) - 中間前金払額

(取扱書類)

- 第 12 条 本要領で取り扱う書類については、国土交通省関東地方整備局が定める統一様式とするほか、これによりがたいものについては、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以後に契約締結された案件について適用し、同日前に契約締結された案件については、なお従前の例による。